

<協議事項>

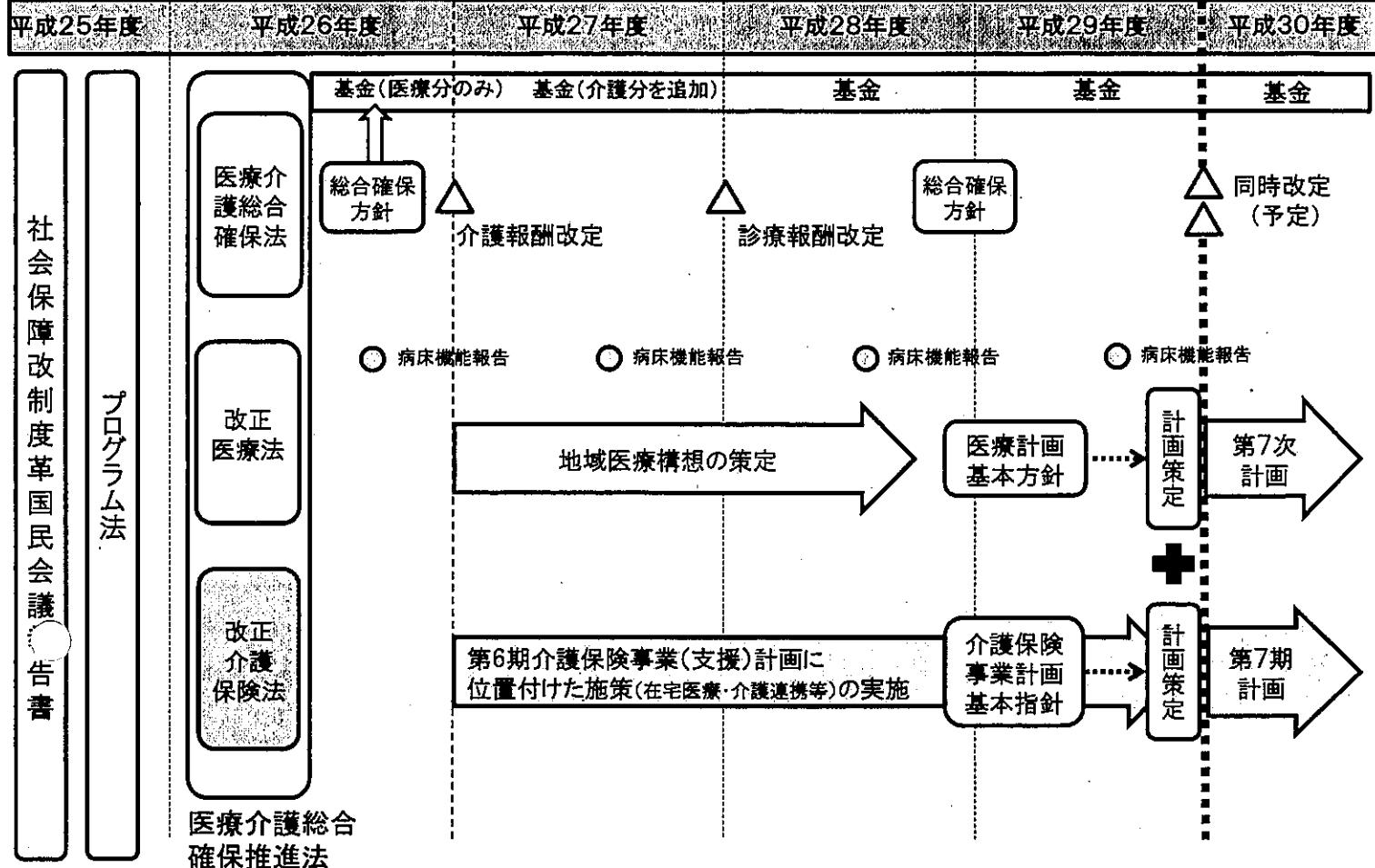
資料 1

第7期高知県保健医療計画について



医療と介護の一体改革に係る主な取組のイメージ

第51回社会保障審議会
医療部会資料 平成29年4月20日



医療計画の見直しに伴い改正した省令・告示・通知一覧

<省令・告示>

- 医療提供体制の確保に関する基本方針の一部を改正する件(平成29年厚生労働省告示第88号)
- 医療法施行規則の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第27号)
- 医療法第三十条の四第二項第十一号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等の一部を改正する件(平成29年厚生労働省告示第89号)

<通知>

- 医療計画について(平成29年3月31日付け医政発0331第57号厚生労働省医政局長通知)
- 疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について(平成29年3月31日付け医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)
- 「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」の一部改正について(平成29年3月31日付け医政発0331第58号厚生労働省医政局長通知)
- 「特定の病床等の特例の事務の取扱について」の一部改正について(平成29年3月31日付け医政地発0331第4号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)

第7期医療計画指針の見直しの概要

1. 5疾病・5事業及び在宅医療について

- 引き続き現状の5疾病・5事業及び在宅医療について、重点的に取組みを推進。
- 「急性心筋梗塞」から「心筋梗塞等の心血管疾患」への名称の見直し等、必要な見直しを実施。

2. 指標について

- 都道府県ごと、二次医療圏ごとの医療提供体制を客観的に比較するため、共通の指標による現状把握を実施。
- 現状を踏まえた上で、PDCAサイクルを適切に回すことができるよう、指標の見直しを実施。

3. 地域医療構想について

- 地域医療構想調整会議において議論する内容及び進め方の手順について整理。

4. 医療・介護連携について

- 地域医療構想や介護保険(支援)事業計画と整合性がとれるよう、都道府県と市町村の協議の場を設置。
- 地域の実情を把握するための指標を充実させ、多様な職種・事業者の参加を想定した施策を検討。

5. 基準病床数について

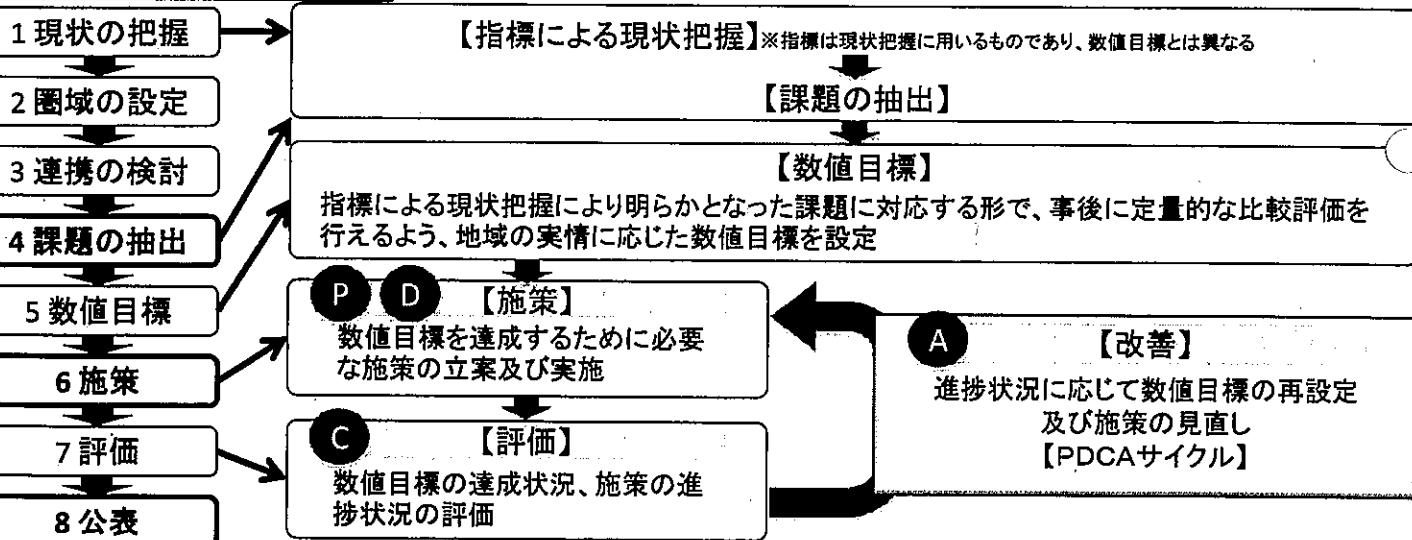
- 基準病床数と病床の必要量の関係性の整理を行い、基準病床数の算定式について必要な見直しを実施。
- 療養病床の取扱い等、一部検討が必要な事項については、今後整理を行う予定。

6. その他

- 口コモティブシンドローム、フレイル等については、他の関連施策と調和をとりながら、疾病予防・介護予防等を中心に、医療・介護が連携した総合的な対策を講じることが重要。

2. 指標について

現状の「構築の具体的な手順」



検討会における意見

- 指標を達成する際の行動主体がわかりにくいため、明確に示すべき
- 指標のうち、意義が低いとされた指標については、その理由を検討し、位置づけの見直しを検討すべき
- 必ず記載すべき内容、示すべき指標等については、その算出方法も含めて示すべき
- 現在の指標例以外にも有効と考えられる指標や不足している指標がないか検討すべき

見直しの方向性

- 医療計画の実効性をより一層高めるため、政策循環の仕組みを強化するとともに、共通の指標による現状把握により、都道府県ごと、二次医療圏ごとの医療提供体制を客観的に比較可能なものとする。

3. 地域医療構想について

地域医療構想調整会議での議論の進め方

地域医療構想調整会議での議論の進め方の手順について、以下の通り整理する。



将来の医療提供体制の構築のための方向性の共有

(ア) 構想区域における医療機関の役割の明確化

- ① 以下の各医療機関が担う医療機能等を踏まえ、地域医療構想調整会議で検討し、役割を明確化

- ・構想区域の救急医療や災害医療等の中心的な医療機関が担う医療機能
- ・公的医療機関等及び国立病院機構の各医療機関が担う医療機能
- ・地域医療支援病院及び特定機能病院が担う医療機能

- ② 上記以外の医療機関については、上記の医療機関が担わない機能や、上記の医療機関との連携等を踏まえ、役割を明確化

(イ) 病床機能を転換する予定の医療機関の役割の確認

- 将来に病床機能の転換を予定している医療機関については、その転換の内容が地域医療構想の方向性と整合性のあるものとなっているか確認

新規参入、規模拡大を行う医療機関等への対応

- 今後、高齢化が急速に進み、医療需要の増加が見込まれる地域において、増床等の整備を行う場合においても、共有した方向性を踏まえ、地域において必要となる医療機能を担うことを要請
- 新規参入してくる医療機関に対しては、病床の開設の許可を待たず、地域医療構想調整会議への出席を求め、地域において必要となる医療機能等について、理解を深めてもらうよう努める

地域住民への啓発

- 共有した方向性を踏まえ、今後の地域における医療提供体制をどのように構築していくかについて、できるだけ分かりやすく周知し、地域住民の理解を深める
- 地域医療構想調整会議で行われている議論について、議事の内容等の情報を、ホームページ等を通じて提供

4. 医療・介護連携について

目標設定について

- 地域医療構想による慢性期・在宅医療等の需要推計を踏まえ、以下についての考え方を記載する。
- ① 地域の医療機関で対応すべき在宅医療のニーズ ② 目標とする提供体制
- ※ ②の検討にあたっては
- ・ 在宅医療サービスと一部の介護サービスが相互に補完する関係にあること
 - ・ 現状の介護保険施設等の整備状況は地域の実情に応じて異なること
- を考慮し、都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を設置し検討する。

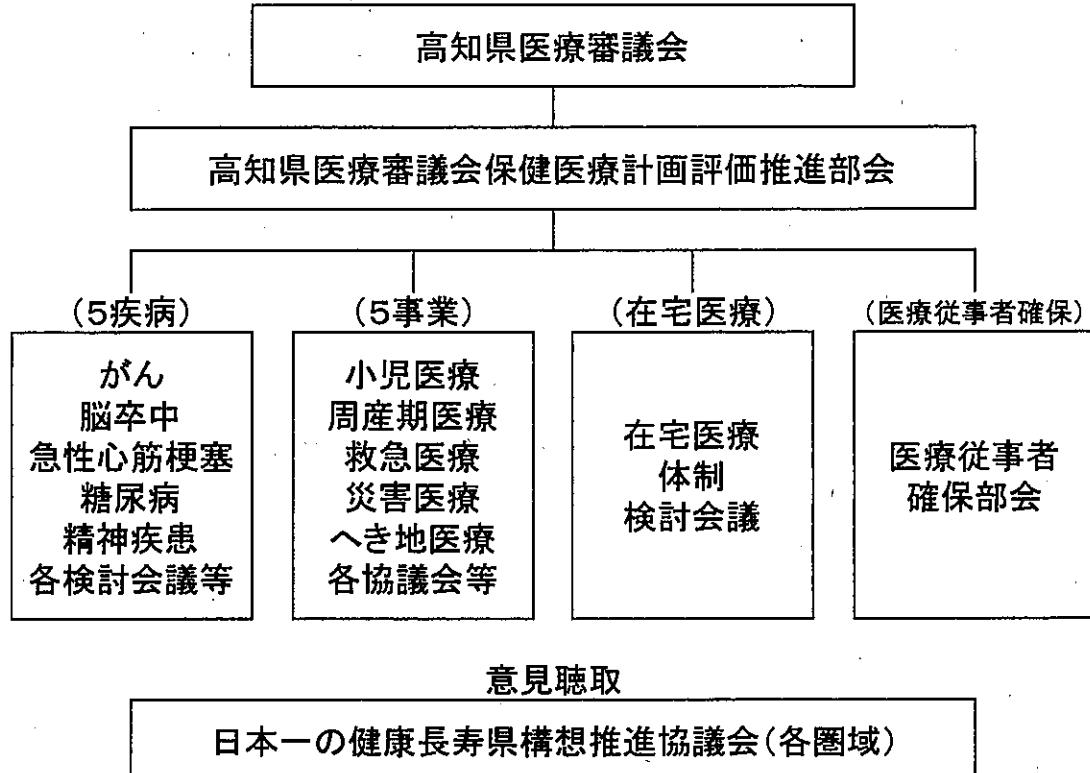
指標について

- 以下のような指標を充実させていく。
- ・ 医療サービスの実績に着目した指標
 - ・ 医療・介護の連携体制について把握するための指標
 - ・ 高齢者以外の小児や成人に係る在宅医療の体制について把握するための指標
 - ・ 看取りに至る過程を把握するための指標

施策について

- 在宅医療にかかる地域の設定と、課題の把握を徹底する。
- 以下に挙げるような、多様な職種・事業者が参加することを想定した施策を進める。
- ・ 入院医療機関に対し在宅医療で対応可能な患者像や療養環境についての研修
 - ・ 入院医療機関と、かかりつけの医療機関や居宅介護支援事業所等との入退院時における情報共有のため連携ルール等の策定
- 地域支援事業の在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村に対し必要な支援を行う。

計画策定に係る本県の検討体制について



第7期高知県保健医療計画策定スケジュール(予定)

	3月	H29年度 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
医療審議会		計画策定スケジュール・項目案の概要について					計画策定の諮詢 部会検討状況の報告			計画原案の承認	パブリックコメント	計画の答申		
前回策定時開催日	3月22日						9月10日			12月10日		2月28日		
保健医療計画評価推進部会								5疾病5事業・在宅医療・医療従事者確保について	基準病床数について					2月議会へ報告
前回策定時開催日								7月6日	8月20日	10月10日	11月27日			計画の告示
各検討会議等														国への報告
国	作成指針の通知(3月31日付)		医療計画策定研修会		在宅医療・介護の需要推計のツール等の必要な情報の提供(未定)									

高知県保健医療計画項目 新旧対照表(案)

現行(第6期)計画の項目			第7期計画の項目(案)		
章	節	項目名	章	節	項目名
第1章	保健医療計画の基本事項		第1章	保健医療計画の基本事項	
	第1節	保健医療計画策定の趣旨		第1節	保健医療計画策定の趣旨
	第2節	計画の基本理念		第2節	計画の基本理念
	第3節	計画の期間		第3節	計画の期間
	第4節	関連する他の計画		第4節	関連する他の計画
第2章	地域の現状		第2章	地域の現状	
	第1節	地勢と交通		第1節	地勢と交通
	第2節	人口構造		第2節	人口構造
	第3節	人口動態		第3節	人口動態
	第4節	医療提供体施設の状況		第4節	医療提供体施設の状況
	第5節	県民の受療動向		第5節	県民の受療動向
第3章	保健医療圏と基準病床		第3章	保健医療圏と基準病床	
	第1節	保健医療圏		第1節	保健医療圏
	第2節	基準病床		第2節	基準病床
第4章	医療従事者の確保と資質の向上		第4章	医療従事者の確保と資質の向上	
	第1節	医師		第1節	医師
	第2節	歯科医師		第2節	歯科医師
	第3節	薬剤師		第3節	薬剤師
	第4節	看護職員		第4節	看護職員
	第1	看護師・准看護師		第1	看護師・准看護師
	第2	助産師		第2	助産師
	第3	保健師		第3	保健師
	第5節	その他の保健医療従事者		第5節	その他の保健医療従事者
	第1	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		第1	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
	第2	管理栄養士・栄養士		第2	管理栄養士・栄養士
	第3	歯科衛生士・歯科技工士		第3	歯科衛生士・歯科技工士
	第4	医療ソーシャルワーカー		第4	医療ソーシャルワーカー
第5章	医療提供体制の整備・充実		第5章	医療提供体制の整備・充実	
	第1節	患者本位の医療の提供		第1節	患者本位の医療の提供
	第2節	医療の安全の確保		第2節	医療の安全の確保
	第3節	薬局の役割		第3節	薬局の役割
	第4節	公的医療機関及び社会医療法人の役割		第4節	公的医療機関及び社会医療法人の役割
	第5節	地域医療支援病院の整備		第5節	地域医療支援病院の整備
第6章	5疾病の医療連携体制		第6章	5疾病の医療連携体制	
	第1節	がん		第1節	がん
	第2節	脳卒中		第2節	脳卒中
	第3節	急性心筋梗塞		第3節	心筋梗塞等の心血管疾患
	第4節	糖尿病		第4節	糖尿病
	第5節	精神疾患		第5節	精神疾患
第7章	5事業及び在宅医療などの医療連携体制(災害時における医療を除く)		第7章	5事業及び在宅医療などの医療連携体制(災害時における医療を除く)	
	第1節	救急医療		第1節	救急医療
	第2節	周産期医療		第2節	周産期医療
	第3節	小児救急を含む小児医療		第3節	小児救急を含む小児医療
	第4節	べき地医療		第4節	べき地医療
	第5節	在宅医療		第5節	在宅医療(前田先生アドバイス会議、ロコモティフィードローム、フレイル)
	第6節	歯科保健医療		第6節	歯科保健医療
	第7節	臓器等移植		第7節	移植医療
	第8節	難病		第8節	難病
第8章	健康危機管理対策の推進		第8章	健康危機管理対策の推進	
	第1節	総合的な健康危機管理対策		第1節	総合的な健康危機管理対策
	第2節	災害時における医療		第2節	災害時における医療
	第3節	感染症		第3節	感染症
	第4節	医薬品等の適正使用		第4節	医薬品等の適正使用
			第9章	地域医療構想	
				第1節 構想区域	
				第2節 将来の医療需要及び必要病床数の推計	
				第3節 地域医療構想を推進するための施策	
第9章	計画の評価と進行管理		第10章	計画の評価及び進行管理と推進体制等	

